

海老名市週休2日制確保工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、海老名市が発注する工事の工事現場における週休2日制を確保する工事（以下「確保工事」という。）を試行するために、必要な事項を定める。

(発注方式)

第2条 海老名市が発注する確保工事は、次のいずれかの方式とする。

- (1) 発注者が工事現場で現場閉所日を設ける「現場閉所」による週休2日に取り組むことを指定する方式（以下「現場閉所による確保工事」という。）
- (2) 発注者が工事現場で技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する「交替制」による週休2日に取り組むことを指定する方式（以下「交替制による確保工事」という。）

(対象工事)

第3条 原則全ての工事を確保工事の対象とする。ただし、発注者が対応が困難であると判断した工事は、確保工事の対象としない。

なお、昼夜間連続作業を行う事業・現場閉所を行う事が明らかに困難な工事については交替制による確保工事とすることができる。

また、現場閉所による確保工事として発注した場合において、受注者が交替制による確保工事を希望するときは、現場着手日より前に受発注者間で協議した場合に限り、交替制による確保工事に変更することができる。

(用語の定義)

第4条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 現場閉所による確保工事

ア 通期の週休2日 工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場を閉所する日（以下、「現場閉所日」という。）を設けることをいう。

イ 月単位の週休2日 通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上（暦上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上）の現場閉所日を設けることをいう。

ウ 完全週休2日 月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間の全ての週において、現場閉所日を土曜日及び日曜日に（受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行なわざるを得ない場合にあっては、当該土曜日及び日曜日に代わる現

場閉所日を同一の週に）指定し、1週間に2日間以上の現場閉所日を設けることをいう。

なお、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とするが、工事の実情に応じて工事着手前に受発注者間で協議した上で1週間の定義を決定することができるものとする。

エ 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

オ 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

カ 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

キ 対象期間 確保工事において、週休2日に取り組む現場着手日から現場完成日までの期間（年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間を除く。）をいう。

ただし、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらない現場作業等を発注者が認めた期間については、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くことができる。

ク 現場閉所日 工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理を含む一切の作業（現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等を除く。）を実施しない日をいう。

なお、降雨、降雪等による作業を実施しない日については、現場閉所日数に含めることができるものとする。

ケ 現場休息日 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、工事現場において、一日を通じて、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。

なお、保安等の巡回パトロール等及び降雨・降雪等の予定外の現場休息日の扱いは前号と同様とする。

（2） 交替制による確保工事

ア 通期の週休2日 工事現場において、対象期間内で休日率が4週8休以上となることをいう。

イ 月単位の週休2日 通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で休日率が4週8休以上となることをいう。

ウ 完全週休2日 月単位の週休2日を達成し、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取り組みをいう。

エ 4週8休以上 対象期間内の休日率が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

オ 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

カ 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

キ 対象期間 確保工事において、週休2日に取り組む現場着手日から現場完成日までの、技術者及び技能労働者の従事期間（年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間を除く。）をいう。

また、下請企業については、施工体制台帳の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

ただし、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらない現場作業等を発注者が認めた期間については、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くことができる。

ク 休日率 現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めることができる。

（現場閉所による確保工事の達成基準）

第5条 現場閉所による確保工事の達成基準は、次のとおりとする。

（1） 通期の週休2日 通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。

（2） 月単位の週休2日 月単位の週休2日の達成は、通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が4週8休以上の水準に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

（3） 完全週休2日 完全週休2日の達成は、月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週（前条第3号における1週間の定義に同じ）ごとに、土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）とし、現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。

ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週に土曜日及び日曜日がある場合は土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）とし、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

（4） 現場閉所日等の変更 現場閉所日等を土曜日及び日曜日としない場合においては、第2号及び第3号の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

なお、完全週休2日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

(交替制による確保工事の達成基準)

第6条 交替制による確保工事の達成基準は、次のとおりとする。

- (1) 通期の週休2日 通期の週休2日の達成は、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。
- (2) 月単位の週休2日 月単位の週休2日の達成は、通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。
- (3) 完全週休2日 完全週休2日の達成は、月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、夜間工事の場合は曜日を跨ぐため、作業に着手した日を作業日とし、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、休日率が28.5%（2日/7日）以上の水準の状態とみなす。

(現場閉所による確保工事の実施方法)

第7条 現場閉所による確保工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 確保工事は、次の規定により実施するものとする。
 - ア 受注者及び発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有するものとする。
 - イ 受注者は、毎月、先月の実績と今月の計画を示した月間工程表を監督員に提出するものとする。
 - ウ 受注者は、当月分の現場閉所実績報告書（第1号様式）を翌月の5日までに監督員に提出するものとする。
 - エ 受注者は、原則として、工事完成届提出前までに、最終月の現場閉所実績報告書（第1号様式）及び対象期間全体の現場閉所履行報告書（第2号様式）を作成し、監督員へ提出するものとする。
 - オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、確保工事である旨を表示するものとする。

記載内容は、次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

週休2日制に取り組む工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。

発注者:海老名市

受注者:〇〇建設(株)

(交替制による確保工事の実施方法)

第8条 交替制による確保工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 確保工事は、前条第1号アからオまでの規定により実施するものとする。

この場合において、現場閉所実績報告書(第1号様式)とあるのは休日確保実績報告書(第3号様式)、現場閉所履行報告書(第2号様式)とあるのは休日確保履行報告書(第4号様式)に読み替えるものとする。

(疑義の措置)

第9条 発注者は、現場閉所実績報告書(第1号様式)、現場閉所履行報告書(第2号様式)、休日確保実績報告書(第3号様式)、休日確保履行報告書(第4号様式)及び月間工程表の内容に疑義が生じた場合には、受注者にその内容についてヒアリング等を行い、その経緯、原因等を確認するものとする。

2 発注者は、前項の確認により虚偽の報告が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する確保工事について適用し、同日前に公告した確保工事については、なお従前の例による。

《令和6年4月1日・制定》

《令和6年9月1日・一部改正》

《令和7年9月1日・一部改正》

第1号様式（第5条・第7条・第9条関係）

年 月 日

現場閉所実績報告書

工事名

年 月 日 ~ 年 月 日

[illegible]

履行確認	
対象日数	日
現場閉所 日数	日
現場閉所率	%

通期の週休 2 日 (累計状況)	
対象日数	日
現場閉所 日数	日
現場閉所率	%

月単位の週休 2 日※	
先月までの月単位の週休 2 日達成状況	
今月までの通期の週休 2 日達成状況	
今月の現場閉所率達成状況	
今月の現場閉所日数達成状況※	

※ 暦上の土日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

完全週休 2 日※

※ 月単位の週休2日を達成し、かつ、原則土曜日及び日曜日を現場閉所日等とする。

(注) 2部作成し、各々保管する。

第2号様式（第5条・第7条・第9条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

現場閉所履行報告書

受注者

代表
者印

所在地

現場代理人

主任（監理）技術者

電話番号

次のとおり、週休2日制確保工事の実施結果を報告します。

工事名	
工事場所	
契約工期	年 月 日 ～ 年 月 日
対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
達成状況	

詳細は裏面のとおりです。

（注）2部作成し、各々保管する。

工事期間	工事日数 (日)	現場閉所 (日)	現場 閉所率
対象期間全体（通期の週休 2 日）			

週休 2 日制確保工事達成状況	
-----------------	--

休日確保実績報告書

所在地

電話番号

[illegible]

第4号様式（第6条・第8条・第9条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

休日確保履行報告書

受注者

代表
者印

所在地

現場代理人

主任（監理）技術者

電話番号

次のとおり、週休2日制確保工事の実施結果を報告します。

工事名	
工事場所	
契約工期	年 月 日 ～ 年 月 日
対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
達成状況	

詳細は裏面のとおりです。

（注）2部作成し、各々保管する。

対象期間（月）				平均休日率	
対象期間全体（通期の週休２日）					

週休２日制確保工事達成状況	
---------------	--